

令和8年度 第1回江東区消費者教育推進委員会 議事要旨

1 日時：令和8年7月9日（木） 午前10：00～11：30

2 場所：パルシティ江東 第1・2研修室

3 出席者

委員 12 名（弁護士、所轄警察署担当、消費者団体代表、区職員、公募区民等）
事務局職員（地域振興部経済課）

4 議題

- (1) 江東区消費者相談・被害の状況について
- (2) 令和7年度消費者教育の実施状況について
- (3) 令和8年度消費者教育の状況について
- (4) その他、質疑応答等

5 主な報告・意見等

事務局より議題（1）について、資料1により説明。相談事例報告について、委員から説明。

○ 事例1は、有料の映像配信サービスがキャンペーンとして月額〇〇円と表示されていたので、月額プランと認識し契約したが、実際は年間契約を前提としたものであった。途中解約した場合でも残債が生じる契約であり相談者が意図するものではないので解約したいという事例。

事例2は、SNSの広告をきっかけとした個人間での融資を申し込んだ結果、個人情報を提供してしまい、その情報が悪用されないかを懸念して相談に来られた事例。

○ 事例1については、いわゆるダークパターンとも受け取られかねない表示が問題だったと思われる。利用者は、画面の細かい部分まで確認しなければ契約内容全体を把握できず、十分に確認しないまま契約すると不利な契約へ誘導されてしまう危険性があるため注意が必要だと感じた。

また、事例2について、悪質な事業者に個人情報が入ってしまった点が非常に心配だ。最近では、運転免許証の画像を送るだけでクレジットカードの申し込みができるサービスもあるので、不安を覚える。

消費者センターとしても、現実的には対応が難しいということか。

○ 「その情報を使ってクレジットカードを作成されないか」「借入れに悪用されないか」といった不安に対しては、クレジット業界、貸金業界、銀行業界そ

それぞれの信用情報機関を案内している。あらかじめ本人申告をし登録しておくことで、第三者による不正な申し込みを防ぐことができる。

- 最近、「電話料金が未納になっているので、このままだと利用停止になります。詳しくは 1 番を押してください」といった自動音声の電話が固定電話によくかかってくる。このような事例はあるか。
- 非常に多く寄せられている相談である。こうした電話で案内される番号を押し、さらに操作を続けることで相手につながり、「未納料金がある」などと言われ個人情報聞き出されるケースがある。また、総務省では、迷惑電話や不当請求に関する相談窓口「でんわんセンター」を設けており、消費者センターでも案内資料を用意している。

事務局より議題(2)(3)について、資料2・3により説明。

- 現在、消費者展では味噌や青果の即売を行っているが、販売可能な品物とできない品目の基準について教えていただきたい。
- 今年度の消費者展については、今後関係団体と調整を行う予定であり、その際に改めて整理したうえで、説明したい。
- 令和8年度消費者講座「子ども電気安全教室」だが、子どもが電気を扱っていて事故があったとか、そういう経緯でこのテーマを設定したのか。
- 重大な事故が発生したことを背景に企画したものではなく、昨年度、大人向けの電気安全講座を実施した際に、講師から子ども向けプログラムの紹介があり夏休み期間にあわせた、子ども向け講座として企画したもの。
- 「お金って何だろう」という講座に関連して、現金だけではなく、電子マネーやキャッシュレス決済でお年玉をもらう子どもも増えていると思うがキャッシュレス決済に関する内容は、この講座に含まれているのか。
- 昨年度実施した講座では、キャッシュレス決済については簡単に触れる程度であり、電子決済の仕組みを詳しく理解してもらうことを主な目的とした内容ではなかった。
- キャッシュレス決済に関する内容についても取り上げてほしいとの意見として受け止めた。時代の変化に応じた内容としていくことは大切であることから、今後の講座内容を検討する際の参考としてほしい。

委員より所管課における消費者教育の取組みについて、資料4に沿って説明。

- 青少年交流プラザの事業で、中・高校生のための SNS やスマートフォンの活用に伴う消費者被害について学び学習成果を発表する事業を実施した。今年度も同事業を実施する予定である。また、若者の自立支援・スキルアップ事業として明日から使える実行力・企画力講座 ゲーム大会企画部を実施した。
- 長寿サポートセンターからの消費者被害相談は13件、内、被害にあったものの7件、未遂に終わったもの6件。
長寿サポートセンターでは特殊詐欺の手口に関する情報共有を行い、地域のケアマネジャーや民生委員と情報共有しているほか、警察署と高齢者の安否確認や虐待対応、特殊詐欺対応など日頃から連携している。
- 中学校では、社会科公民的分野「市場の働きと経済」において、主に中学3年生を対象として、身近な消費生活、市場経済、生産や金融の仕組みなどを学習しており、キャッシュレス決済についても取り上げている。また、技術・家庭（家庭分野）では、教科書のイラストやフローチャートを用いて理解を深める内容となっている。道徳においても、節度・節制、法やルールを守る意義など、消費者教育につながる内容を扱っている。
小学校においても、同様に社会科、家庭科、道徳を中心に消費者教育を実施している。
また、近年増加している SNS によるトラブルについては、東京都作成の「SNS 東京ノート」を活用した学習を実施するとともに、各学校において家庭と連携した SNS ルールを作成、トラブルの未然防止に努めている。
- 青少年交流プラザの「オンラインリテラシー教室」の参加者が3名となっているが、この理由は。また、その3名が「中・高校生が教えるインターネットリテラシー教室」の講師となり、12名が受講したという理解でよろしいか。
- 募集についての詳しい報告は受けていないが、次の段階で受講者が講師役を担う事業内容であることから、一定人数で募集を締め切っていたのではないと思う。また、「中・高校生が教えるインターネットリテラシー教室」の講師は、オンラインリテラシー教室の受講者が務める形で実施している。青少年交流プラザでは年2回「プラザまつり」を開催しており、その中で一室を使用し、スクリーンに資料を投影し、ゲームやクイズ形式を取り入れ、デジタル機器利用に関する注意点などを学ぶ内容になっている。

委員より警察署管内における消費者被害について説明。

- 現在、インターネットを利用した犯罪、いわゆる特殊詐欺について注目している。事例としてインターネット上の「初心者でも簡単に儲かる」などの広告をきっかけとした投資詐欺だが、画面上では「100 万円利益が出た」などと表示されるものの、実際には資金を引き出すことができず詐欺だと気付くケースが増加している。このような被害を防ぐには、インターネット上の投資話はまず疑うという意識を持つことが重要だと思う。
- 最近寄せられた消費者トラブルに関する主な相談内容として、偽ブランド品の購入、サポート詐欺、闇金融の利用、身に覚えのない荷物の受領、注文した覚えのない商品の配送等が挙げられる。

その中で、SNS をきっかけとした金銭トラブルの事例として、18 歳の女子大学生が、SNS 上の個人融資に関する投稿を見て連絡を取り、氏名や生年月日等の個人情報を伝えた上で借入れを行ったところ、高額な返済を求められたほか、大学や親族宅へ執拗な連絡がされる状況となり、最終的には弁護士を通じて対応したものの、相談者は強い不安を抱える状況となった。

大学生や高校生が SNS を日常的に利用する時代であり、若年層に対して注意喚起や啓発活動を進めていく必要がある。
- 先日受けた相談だが、30 代男性の自宅にアンケートの協力依頼として男性が訪問してきた。当初は玄関先で対応していたが、年収、家族構成、勤務先、両親の居住地域などを聞かれ、さらに通帳を見せるよう求め、家の中を探し始めたため、恐怖を感じ帰ってもらったということだった。金銭被害は発生しておらず、情報収集が目的だったようだが、警察に相談した際にはどのような対応になるのか。
- 事案ごとの対応になるが、まず相談として受付け、警察署内で情報共有を行い、今後強盗などの対象になるおそれがあると判断した場合には、警戒の強化、交番勤務員への情報共有・パトロールの実施などの対応を行う。

また、可能であれば、相談者本人が来署し、直接事情を聞かせていただくのが望ましい。
- 相談者には警察への相談、また両親側へ被害が及ぶ可能性を懸念し、両親にも事情を伝え、必要に応じて居住地を管轄する警察署への相談を勧めたが、その対応でよかったか。
- それが最も適切な対応である。警察では必要に応じて関係する警察署へ情報共有を行うこともあり、そのような案内で問題ない。

- 先ほど紹介された事例に関連し、自宅に「預かっている荷物について連絡した」「違法な荷物の可能性があるため警察から連絡する」などの内容の電話がかかってきており、警察を装った詐欺につながる可能性があると考えられ、このような事例が増えていると感じている。
- 警察から話のあった特殊詐欺については、弁護士にも多く相談が寄せられており、最初は「利益が出ている」と見せかけられ、いざ解約しようとする手続方法が分からず、さらに「出金のための費用が必要」など追加の送金を求められるケースもある。しかし、加害者が把握できないことも多く、被害金の回収は非常に困難である。

また、もう一つの事例を伺うと、かつての闇金融問題を思い出し、当時は学校などに取り立てに行くなどの被害があったが、現在はそうした行為がインターネット上でも起きているのだと感じた。

議題（４）その他、質疑応答等

- 資料１の相談の内容に関連して、「注文していない荷物が届いた」という相談が多くなっている。特に、SNS 広告などから商品購入の手続を進めたものの、相談者は最終的な注文確定操作を行っていないと認識しているにもかかわらず、商品が送付される事例が増えている。また、このような場合に通信販売における契約が成立しているかどうかについて判断が難しく、事業者との交渉に苦慮している。
- 一般的には、申し込み内容を最終確認する画面があり、そこで利用者が確定操作をしなければ契約は成立しないと考えられる。また、仮に契約が成立していたとしても、最終確認画面が適切に設けられていなければ、錯誤による取消しの問題も生じると思われる。通信販売では、消費者の申し込みに対して事業者が承諾することで契約が成立するため、途中まで入力しただけで直ちに契約成立とは言えないのではないかと考える。
- 実務上は、「注文していない」ことの立証が難しく、相談者は「途中でやめた」と主張する一方で、事業者側は「注文データがある」と主張し、実際に最終確認ボタンが押されたか確認できない場合もあり、事業者側の主張を覆すことが難しい。

また、事業者によっては初回分のみで解約に応じるなど、一定の譲歩によって解決に至るケースもある一方、相談員としても相談者が実際に確定操作を行っていないかどうか判断できない場合がある。
- 最終確認画面の保存義務などを検討する必要があるのかもしれない。

令和8年度 第1回 江東区消費者教育推進委員会 会 議 次 第

日時：令和8年7月9日（木） 午前10時から

場所：パルシティ江東 3階 第1・2研修室

1 開 会

2 議 題

- (1) 江東区消費者相談・被害の状況について
- (2) 令和7年度消費者教育の実施状況について
- (3) 令和8年度消費者教育の実施計画について
- (4) その他、質疑応答等

3 連絡事項

4 閉 会

【資料】

資料1	江東区消費者相談・被害の状況について	1 頁
資料2	令和7年度消費者教育の実施状況について	5 頁
資料3	令和8年度消費者教育の実施計画について	7 頁
資料4	所管課における消費者教育の取組み	9 頁

【参考】

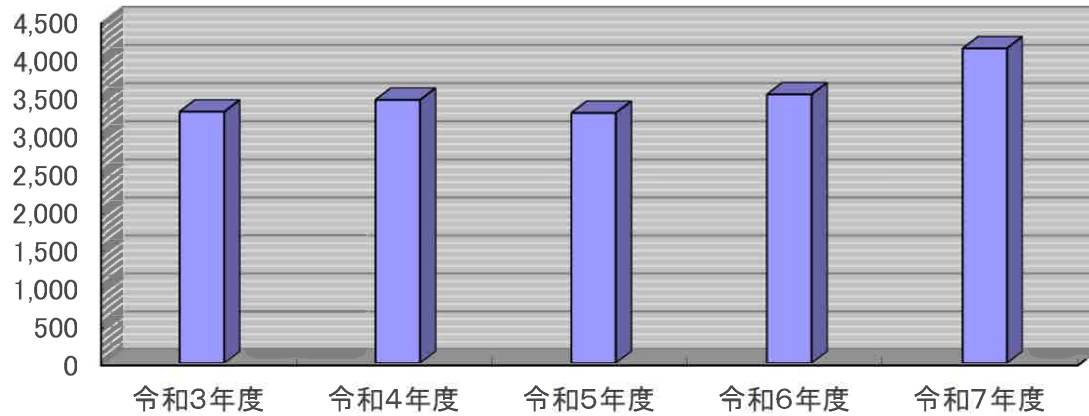
参考1	江東区消費者教育推進委員会設置要綱	1 3 頁
参考2	消費者教育推進委員会委員名簿	1 5 頁
参考3	前回議事要旨	1 6 頁

江東区消費者相談・被害の状況について

1. 消費者相談の推移

令和7年度の相談件数は4,140件、前年度比17.1%の増となっている。

図表1 相談件数



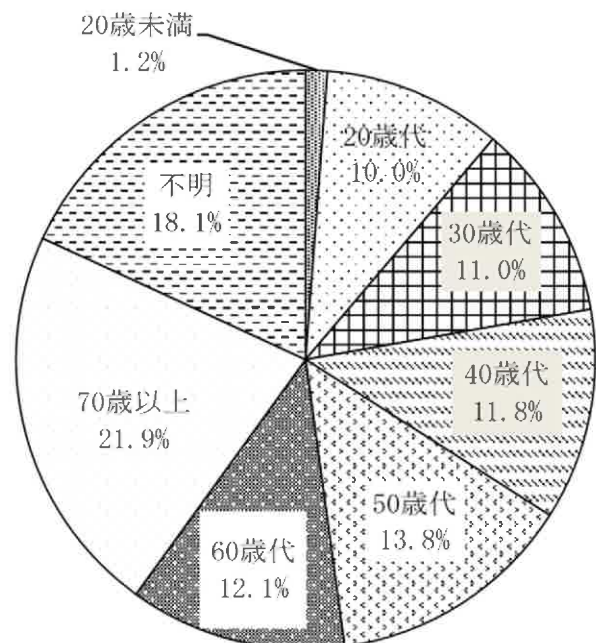
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	3,309	3,464	3,292	3,535	4,140
増減率(%)	△9.9	4.7	△5.0	7.4	17.1

2. 契約当事者年代別構成

50歳代以上が相談者全体の5割弱（不明を除く）を占めている。前年同期と比べ、20歳未満・60歳代の契約当事者が増加している。

図表2 契約当事者年代別構成

	7年度	6年度	対前年比
20歳未満	50件	38件	31.6%
20歳代	414件	383件	8.1%
30歳代	456件	366件	24.6%
40歳代	489件	424件	15.3%
50歳代	572件	486件	17.7%
60歳代	503件	386件	30.3%
70歳以上	907件	830件	9.3%
不明	749件	622件	20.4%
合計	4,140件	3,535件	17.1%



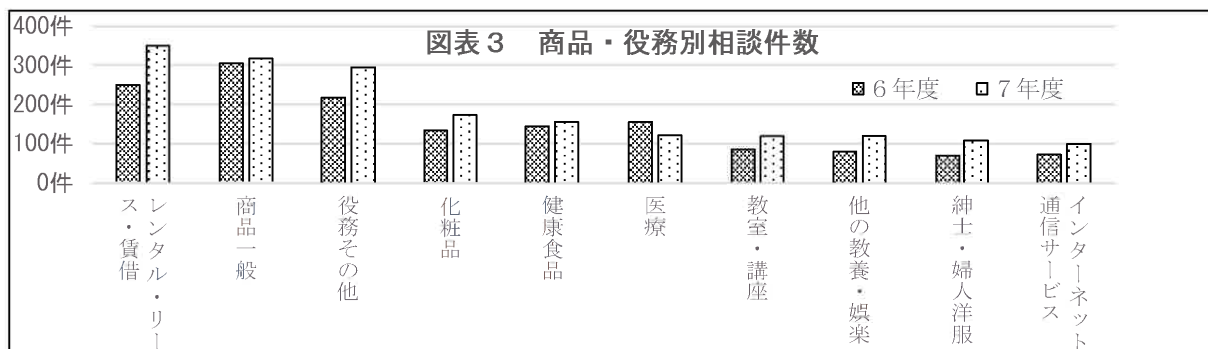
3. 相談の内容

商品・役務別相談件数 上位 10 位

順位	商品・役務	7 年度	6 年度	対前年比	主 な 項 目
1	レンタル・リース・賃借	350件	247件	41.7%	賃貸物件の退去費用、入居後に判明・発生した設備の不具合、家賃の増額
2	商品一般	314件	302件	4.0%	不審な電話・メール、クレジットカード不正請求、注文していない荷物の配送
3	役務その他	291件	215件	35.3%	給湯器・分電盤、鍵の解錠、PCサポート
4	化粧品	172件	133件	29.3%	定期購入、解約できない、電話が繋がらない、商品未着
5	健康食品	152件	142件	7.0%	定期購入、解約できない、電話が繋がらない、注文していない荷物の配送
6	医療	119件	152件	△21.7%	美容外科、歯科矯正、施術前の解約
6	教室・講座	119件	85件	40.0%	中途退会、教室・講座の内容
8	他の教養・娯楽	118件	79件	49.4%	オンラインゲーム、スポーツ・フィットネスジム、サブスク契約
9	紳士・婦人洋服	104件	69件	50.7%	商品未着、粗悪品
10	インターネット通信サービス	96件	70件	37.1%	光回線勧誘、解約できない

相談の特徴

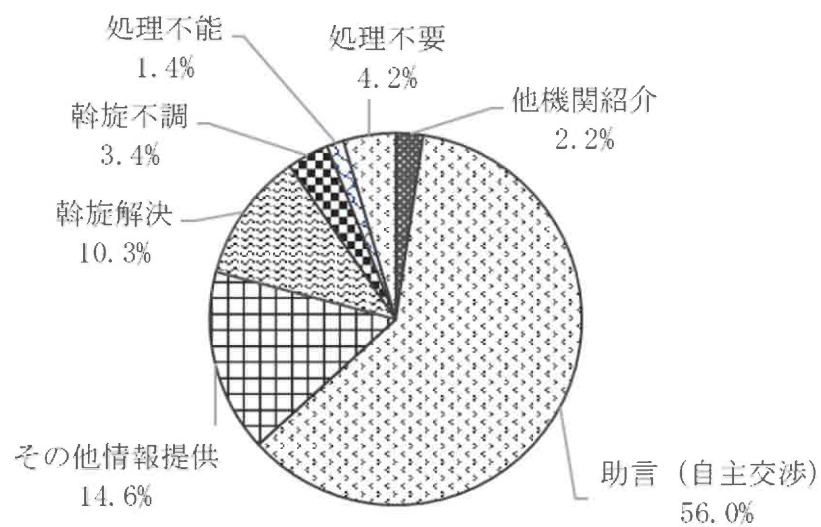
- 令和7年度で相談件数が最も多い商品・役務は、「レンタル・リース・賃借」であり、相談全体の 8.5%を占める。賃貸マンションにからむトラブルが大半を占める。賃貸物件の退去費用、入居後に判明・発生した設備の不具合、家賃の増額など。
- 「商品一般」は、個人情報を知る不審電話やメールの案件が多い。また架空請求に関する相談が依然として多く、クレジットカードの不正請求、身に覚えのない荷物の配送による請求など。
- 「役務その他」は、ガス給湯器・分電盤の点検、鍵の解錠サービスが多い。インターネットを介しての事案では、電子渡航認証、PCのウイルス感染・質問サービスの相談が多い。
- 「化粧品」「健康食品」はお試しのつもりが定期購入になっており解約できない、解約したくても電話が繋がらないといった相談が多い。



4. 消費者相談処理結果

態 様		件 数	構 成 比
処 理 結 果	他機関紹介	90件	2.2%
	助言（自主交渉）	2,319件	56.0%
	その他情報提供	606件	14.6%
	斡旋解決	428件	10.3%
	斡旋不調	139件	3.4%
	処理不能	56件	1.4%
	処理不要	173件	4.2%
	合計	3,811件	92.1%
未解決・処理中(R8.4.24現在)		329件	7.9%
相談総件数		4,140件	100.0%
処 理 期 間	即日処理	2,343件	56.6%
	継続処理	1,468件	35.5%

図表4 処理結果別割合



5. 相談内容事例

【事例1】

相談内容	有料の映像配信サービスがキャンペーンとして「月額〇〇円」と表示されていたため、月額制プランであると認識して契約したが、実際には、年間契約を前提としたプランであり、月々の支払い額は最初の3か月間のみ割引かれ、4か月目以降は毎月〇〇〇円が請求される内容であった。 年間契約に申し込む意図はなかったため、当該契約の解約を希望している。
------	--

【事例2】

相談内容	SNS広告をきっかけに、個人で貸し付けを行っていると称する相手に借入れを申し込んだ。その際、融資審査に必要であるとの説明を受け、氏名、住所、運転免許証の写しなどの画像データを送付した。審査は通過したが、融資実行に先立ち、手数料の支払いを求められた。これを不審に思い弁護士に相談したところ、詐欺の可能性が高いため関わらないよう助言を受けたため、手数料は支払っていない。 既に提供した個人情報が悪用されないか懸念している。
------	---

令和 7 年度消費者教育の実施状況について

1. 消費者講座

No.	実 施 日	講 座 名	講 師 名	参加人数
1	4 月 23 日(水)	高齢者向け住宅の基礎知識と賢い選び方	(公社)全国有料老人ホーム協会 倉田 久	28 名
2	6 月 3 日(火)	今から取り組む終活～安心老後のためのお金の話～	金融経済教育推進機構 (J-FLEC) 北澤 千秋	27 名
3	7 月 30 日(水)	その住宅リフォーム大丈夫ですか?～リフォームトラブルにあわないために～	住宅リフォーム・紛争処理支援センター	16 名
4	7 月 30 日(水)	お金って何だろう?	金融経済教育推進機構 (J-FLEC) 豊田 眞弓	親子 11 組 23 名
5	10 月 30 日(木)	相続税の基本	東京税理士会 江東西支部 室井 淳	29 名
6	11 月 1 日(土)	ネット通販や SNS の活用法とそのトラブル回避術	東京都消費者啓発員 才木 智子	12 名
7	12 月 7 日(日)	【消費者展】お金って何だろう?	金融経済教育推進機構 (J-FLEC) 豊田 眞弓	親子 4 組 8 名
8	12 月 7 日(日)	【消費者展】ハギレでいちごポーチをつくろう	環境整備推進委員会	25 名
9	1 月 28 日(水)	食品添加物の役割とその安全性	(一社)日本食品添加物協会 川岸 昇一	24 名
10	1 月 31 日(土)	はじめての投資	金融経済教育推進機構 (J-FLEC) 古藤 太平	24 名
11	3 月 10 日(火)	電気安全教室	(一財)関東電気保安協会 深谷 正樹	17 名
12	3 月 18 日(水)	自転車事故のリスクと損害保険の役割	(一社)日本損害保険協会 新井 吾一	7 名
13	3 月 18 日(水)	自然災害と損害保険	(一社)日本損害保険協会 新井 吾一	5 名
14	3 月 25 日(水)	セカンドライフと生命保険 ～老後の家計を考える～	(公財)生命保険文化センター 山口 良司	15 名

消費者展にて開催した講座 (DVD 上映)

1	12 月 7 日(日)	消費者トラブル啓発 DVD 上映	江東区消費生活相談員	112 名
---	-------------	------------------	------------	-------

2. 親子消費者講座・見学会

No.	実 施 日	講 座 名	講 師 名	参加人数
1	8 月 15 日(金)	親子で東証アローズ・貨幣博物館見学		16 組 34 名

3. 出前講座 ※講師は本センターの消費生活相談員

No.	実 施 日	依 頼 団 体	テ ー マ	参加人数
1	4月15日(火)	東京倉庫協会 江戸支部	最近多いトラブル事例について～ ネット通販で消費者被害に遭わないために～	30名
2	6月11日(水)	東陽長寿サポートセンター	高齢者に多い消費者トラブルについて	20名
3	9月17日(水)	江東区消費者団体連絡協議会	相談事例から知る消費者トラブル～ 手口を知って被害を避ける～	36名
4	10月3日(金)	全長寿サポートセンター	長寿サポートセンターと連携した事例と最近の消費者トラブル事例	30名
5	12月12日(金)	北砂西長寿サポートセンター	消費者トラブルの予防策や対応策について	33名
6	12月17日(水)	枝川長寿サポートセンター	最近多い消費者トラブルについて	11名
7	2月5日(木)	東陽福祉会館	高齢者に多い消費者トラブルについて	9名
8	3月30日(月)	大島福祉会館	防ごう！高齢者の消費者トラベル	15名

4. 消費者啓発事業・消費者展事業

No.	実 施 日	事 業 名	内 容 詳 細
1	9月発行	江東区の消費者行政 (令和6年度)	前年度の消費者センターの事業実績を冊子として作成し、関係各所に配布。
2	10月18日(土)～ 19日(日)	江東区民まつり	「消費者センター」ブースにて消費者クイズ実施。啓発グッズ配布。
3	12月7日(日)	消費者展	講演会、親子向け講座、消費者クイズ、消費者団体・協力団体による展示、味噌や野菜と果物の販売等。
4	1月21日(水)～ 23日(金)	消費者センターだより	こうとう区報と併配で「消費者センターだより」を区内全戸に配布。

5. 消費者に向けた情報発信力の強化

(1) 区役所デジタルサイネージによる消費者ホットラインの周知 (年2回)

- ・若者に多い消費者トラブル事例

令和7年6月1日(日)～30日(月)

令和8年1月5日(月)～31日(土)

(2) 区報とホームページによる消費者被害関連の情報提供

- ・多重債務110番 令和7年9月1日(月)～2日(火)

令和8年3月2日(月)～3日(火)

- ・関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止キャンペーン

令和7年9月9日(火)～10日(水)

- ・若者の消費者トラブル110番

令和8年3月10日(火)

1. 消費者講座

※ 12回開催予定。第2回までは実績。

No.	実施日	講座名	講師名	参加人数
1	4月22日(水)	高齢者向け住宅の基礎知識と賢い選び方	(公社)全国有料老人ホーム協会 渡邊 敬章	27名
2	6月4日(木)	知って安心! 墓じまいの基礎知識～葬祭供養の心づもりについて～	日本葬祭アカデミー教務研究室 二村 祐輔	26名
3	7月24日(金)	子ども電気安全教室	(一財)関東電気保安協会	親子15組(予定)
4	9月2日(水)	A Iを楽しく安全に使いこなそう!	東京都消費生活総合センター 消費者啓発員 金藤 博子	30名(予定)
5	10月2日(金)	もう一度安心して乗るための自転車ルール確認講座	深川警察署交通課安全教育係	30名(予定)
6	10月28日(水)	気持ちを整えるコミュニケーション～自分も相手も大切にする伝え方～	キャリアコンサルタント 山岡 正子	30名(予定)

2. 親子消費者講座・見学会

8月実施、募集は40名を予定。

3. 出前講座

福祉会館、長寿サポートセンター等、高齢者福祉施設を中心に出前講座の制度周知を行う。

No.	実施日	依頼団体	テーマ	参加人数
1	4月16日(木)	東京保健医療専門職大学	若者に多い消費者トラブル～学生生活は意外と危険がいっぱい!～	135名
3	6月11日(木)	東陽長寿サポートセンター	押し買い・点検商法 高齢者で多いスマホトラブル	8名
2	6月25日(木)	(株)ライコムコーポレーション たけのこ介護サービス	高齢者に対する最近の消費者トラブルの事例、被害を防ぐための対応など	13名
4	7月8日(水)	東陽長寿サポートセンター	押し買いによるトラブル点検商法	一名

4. 消費者啓発事業・消費者展事業

No.	実 施 日	事 業 名	内 容 詳 細
1	9 月発行	江東区の消費者行政 (令和 7 年度)	前年度の消費者センターの事業実績を冊子として作成し、関係各所に配布。
2	10 月 17 日(土)～ 18 日(日)	江東区民まつり	「消費者センター」ブースにて消費者クイズ実施。啓発グッズ配布。
3	12 月 6 日(日)	消費者展	講演会、落語と漫才で学ぶ消費者トラブル、消費者クイズ、消費者団体・協力団体による展示、味噌や野菜と果物の販売等。
4	1 月 11 日(月)	二十歳のつどい	若者向け啓発資料を配架。
5	10 月・3 月	消費者センターだより	年 2 回発行。消費者トラブルの事例やクーリング・オフ制度などを紹介。

5. 消費者に向けた情報発信力の強化（予定）

- (1) 区役所デジタルサイネージによる消費者ホットラインの周知（年 2 回）
- (2) 大学と連携した若者向け消費者教育及び消費者センターの周知
- (3) 動画を活用した消費者センターの周知

所管課における消費者教育の取組み

【青少年課】

江東区青少年交流プラザ消費者教育の取組み

【令和7年度実施結果】

『中・高校生の居場所づくり事業』

① オンラインリテラシー教室

○実施時期：令和7年8月7日（木）13：00～15：00

○対 象：区内在住・在学の中学生・高校生

○実 施 者：青少年交流プラザ職員

○概 要：日々のSNSやスマートフォンの活用の中で起こりうる消費者被害について学び、これを未然に防ぐインターネットリテラシーを養う。また、オンライン上での誹謗中傷の原因となるコミュニケーションについても、適切な発信方法を学習することでオンライン上だけではなく、普段の生活でも相手を尊重するコミュニケーション能力を身に付けることを目指す。

○実施結果：申込者4名 参加者3名

② 中・高校生が教えるインターネットリテラシー教室

○実施時期：（1）令和7年9月20日（土）・（2）令和8年3月28日（土）

○対 象：施設催事来館者

○実 施 者：オンラインリテラシー教室受講生

○概 要：①の講座で受講者が学習した内容について、自身でまとめた内容を発表資料として作成し、当施設の催事にてその成果を発表することで、机上の学習だけでなく、その情報発信の担い手としての情報啓蒙とオフラインで他者と向き合い自身の考えを伝える体験の機会を提供する。

○実施結果：（1）参加者12名（当日来館者参加のため事前申し込みはなし）

（2）参加者12名（当日来館者参加のため事前申し込みはなし）

③ 明日から使える実行力・企画力講座 ゲーム大会企画部

○実施時期：区内在住・在学の講座…令和7年10月25日（土） ※二回目以降随時開催
大会…令和8年3月1日（日）

○対 象：区内在住・在学の中学生・高校生

○実 施 者：青少年交流プラザ職員

○概 要：第1回目で事業企画の基礎を学習した参加者の学生が、青少年交流プラザで開催されるゲーム大会の企画、内容の選考、開催運営を行う事業。企画にあたり簡単な収支計画を考えることで限りある資源を有効に使うための金銭感覚的教育や、コンシューマーゲームにも存在する課金システムや追加コンテンツ等にも触れたデジタル消費に関する教育も併せて行う。

○実施結果：自主会議12回開催 延参加者65名 ゲーム大会当日 参加者15名

【令和8年度実施予定】

『中・高校生の居場所づくり事業』

① 中・高校生のためのオンラインリテラシー教室

○実施時期：令和8年6月～8月

○対象：中学生・高校生

○実施者：未定

○概要：日々の SNS やスマートフォンの活用の中で起こりうる消費者被害について学び、未然に防ぐインターネットリテラシーを養う。また、若者世代の利用が急増している SNS やオンラインゲームなどによる誹謗中傷の原因となるコミュニケーション能力の向上を目指す。

相手の顔が見えない SNS やゲームの中でも人格を持っている人間がいることを認識しながら、オンライン上だけではなく、普段の生活でも相手を尊重するコミュニケーション能力を身に付け、スマートフォンの有意義な活用ができることを目指す。

また、AI 技術の使用増加に伴い、その情報の正誤判断ができる力を培うことを目指す。

② 中・高校生が教えるインターネットリテラシー教室

○実施時期：(1) 令和8年9月～10月・(2) 令和9年2月～3月予定

○対象：施設催事来館者

○実施者：オンラインリテラシー教室受講生

○概要：①の講座で受講者が学習した内容について、自身でまとめた内容を発表資料として作成し、当施設の催事にてその成果を発表することで、机上の学習だけでなく、その情報発信の担い手としての情報啓蒙とオフラインで他者と向き合い自身の考えを伝える体験の機会を提供する。

③ 明日から使える実行力・企画力講座 ゲーム大会企画部

○実施時期：区内在住・在学の講座…令和8年10月予定 ※二回目以降随時開催
大会…令和9年3月予定

○対象：区内在住・在学の中学生・高校生

○実施者：青少年交流プラザ職員

○概要：第1回目で事業企画の基礎を学習した参加者の学生が、青少年交流プラザで開催されるゲーム大会の企画、内容の選考、開催運営を行う事業。企画にあたり簡単な収支計画を考えることで限りある資源を有効に使うための金銭感覚的教育や、コンシューマーゲームにも存在する課金システムや追加コンテンツ等にも触れたデジタル消費に関する教育も併せて行う。

【地域ケア推進課】

(1) 長寿サポートセンター（区内21箇所）消費者被害相談

令和7年4月～令和8年3月 実績13件

うち、被害にあったもの7件、未遂に終わったもの6件

以下、被害にあったものより

- ・ケース1 息子になりすまし 被害額 50万円
- ・ケース2 自宅にきた男からの恫喝 被害額 2万円
- ・ケース3 警察を名乗る男 被害額 300万円以上 通帳を盗まれる

未遂のケースでは、相談を受けた長寿サポートセンターの職員が消費者センターへ繋ぎ、被害を防いだものがあった。

長寿サポートセンターが把握する消費者被害・特殊詐欺被害件数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
被害件数	13	20	13
(内未遂)	6	11	6
未遂割合	46.2%	55.0%	46.2%

(2) 情報共有・連携

長寿サポートセンターでは、特殊詐欺の手口について情報共有し、さらに地域のケアマネジャーや民生委員と情報共有している。

また、警察署とセンターは高齢者の安否確認や虐待対応、特殊詐欺対応といった場面で日頃から連携している。

なお、詐欺被害にあった方（未遂も含む）の固定電話は、警察との連携により自動通話録音機の設置手続きを行っている。

【指導室】

学校教育における消費者教育

(1) 小学校・義務教育学校（前期課程）

『社会（3年～5年）』

- ・地域の学習や、生産や販売の仕事に関する学習、産業の学習等の中で、消費者教育と関連を図ることができる。

『家庭（5年～6年）』

- ・「物や金銭の使い方と買物」の学習の中で、買物の仕組み（売買契約の基礎）や消費者の役割、物や金銭の大切さや物や金銭の計画的な使い方等について学ぶ。

『特別の教科 道徳（1年～6年）』

- ・「節度、節制」「規則の尊重」という内容項目を学習する際に、消費者教育と関連を図ることができる。

(2) 中学校・義務教育学校（後期課程）

『社会（公民的分野）』

- ・「市場の働きと経済」の学習の中で、消費生活を中心とした経済活動の意義や、市場経済の基本的な考え方を学ぶほか、「国民の生活と政府の役割」の学習の中で、消費者の保護の意義と消費者の自治の支援などを含めた消費者行政等について学ぶ。
- ・政治や経済、現代社会を取り巻く諸問題の学習を行う中で、消費者教育と関連を図ることができる。

『技術・家庭（家庭分野）』

- ・「金銭の管理と購入」、「消費者の権利と責任」の学習の中で、消費生活全般（金銭管理・売買契約・消費者の権利と責任・消費者トラブル 等）について学ぶ。

『特別の教科 道徳（1年～3年）』

- ・「節度、節制」「遵法精神、公德心」という内容項目を学習する際に、消費者教育と関連を図ることができる。